九　パルス幅は、次のとおりであること。

イ　Ｐ〇Ｎ電波を使用する場合

一　マイクロ秒以上五マイクロ秒以下

ロ　Ｑ〇Ｎ電波を使用する場合

二　〇マイクロ秒以上五〇マイクロ秒以下

十　Ｐ〇Ｎ電波を使用するものの搬送波の周波数は、Ｑ〇Ｎ電波を使用するものの搬送波の周波数より、二・五MHz離れた周波数であること。

十一　パルス繰り返し周波数は、五kHz以下であること。

十二　衝撃係数（パルス幅とパルス周期との比をいう。別表第四号において同じ。）は、一〇パーセント以下であること。

十三　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、搬送波の空中線電力から次の減衰量のとおりであること。

イ　中心周波数から（±）三・七五MHz以上離れた周波数において、搬送波の空中線電力からの減衰量が五〇デシベル以上であること。

ロ　中心周波数から（±）八・七五MHz以上離れた周波数において、搬送波の空中線電力からの減衰量が六〇デシベル以上であること。

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［１～７　略］	［略］	［略］
8　2,450MHzを超え10,500MHz以下	［１・２　略］	［略］
	3　無線測位局	
	(1)　ＭＬＳ角度系	10kHz
	(2)　気象観測を行う無線標定陸上局（第四十九条の四の二の二に規定するものに限る。）	20
	(3)　その他の無線測位局（注29）	1,250
	［４～７　略］	［略］
［9　略］	［略］	［略］

［注１～57　略］

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［１～７　同左］	［同左］	［同左］
8　2,450MHzを超え10,500MHz以下	［１・２　同左］	［同左］
	3　無線測位局	
	(1)　ＭＬＳ角度系	10kHz
	(2)　その他の無線測位局（注29）	1,250
	［４～７　同左］	［同左］
［9　同左］	［同左］	［同左］

［注１～57　同左］